

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から平成元年3月まで
② 平成元年12月から2年3月まで

私の妻は、自身が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和54年10月に、A市役所で、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。

私の妻は、未加入のまま放置してはいけないという義務感と、ある程度まとまった金額が受け取れる出産に関する一時金給付を受けるために、私の分の国民年金の加入手続を行った。

申立期間①及び②の国民年金保険料は、妻が毎月金融機関で、市役所から送付された納付書を使用して、夫婦二人分を納付した。

記録上、私は平成元年4月から同年11月までの国民年金保険料を過年度納付していることにされているが、私の妻は、当時過年度納付した記憶はないと言っている。

申立期間①及び②当時、私はB職をしており、そこそこ食べていけるだけの収入があったので、国民年金保険料は納付することができた。

私の妻は、昭和54年10月から、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付しているので、申立期間①及び②について、妻が納付済みなのに私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、平成2年6月27日に国民年金の加入手続を行っていることが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に手帳記号番号を有する第3号被保険者に係るオンライン記録の処理日及び納付開始日(平成2年7月2日)から推定でき、申立期間の国民年金保険料を過年度納付すること

が可能であった。

また、申立人は、その妻が国民年金加入後の国民年金保険料を継続して現年度納付したと申し立てているが、申立人の納付記録を見ると、申立期間以前の平成元年4月から同年11月までの保険料を2年7月から3年12月までに1か月単位に分割して過年度納付していることが確認でき、申立期間に係る過年度納付書を入手していた可能性が高い。

さらに、申立期間直前の平成元年9月から同年11月までの国民年金保険料については、それぞれ3年10月から同年12月までにかけて毎月過年度納付していることがオンライン記録から確認できるところ、同年10月から同年12月までは同年9月から同年11月までの保険料も現年度納付していることから、申立人は4年1月から同年4月までの間に申立期間の保険料を過年度納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は4か月と短期間である上、平成3年及び4年当時、申立人は職業及び住所を変更しておらず、生活状況に大きな変化がないことから、申立期間の国民年金保険料を過年度納付できなかった事情が見当たらない。

申立期間①について、申立人は、その妻が、昭和54年10月に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、毎月、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

しかし、上記のとおり、申立人は、平成2年6月27日に国民年金の加入手続を行っていることが推定できるところ、当該加入手続時点において、申立期間のうち、昭和54年10月から63年3月までの国民年金保険料は時効により制度上納付できない。また、申立人は同年4月から平成元年3月までの保険料を過年度納付することが可能であるが、過去の未納保険料を一括納付した記憶がないと陳述している。

さらに、申立期間①のうち、昭和54年10月から63年3月までの国民年金保険料を納付し、同年4月から平成元年3月までの保険料を現年度納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、昭和48年9月20日に職権で払い出され「納付なし」を理由に取り消されている手帳記号番号以外には、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの期間及び47年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで
③ 昭和59年4月から平成2年2月まで

昭和43年10月の会社退職後、時期ははっきりとは覚えていないが、自分で国民年金の加入手続を行った。

加入手続当時、夫は国民年金には無関心だったので、自分の国民年金保険料のみを納付し、しばらくしてから、夫婦二人分を納付するようになった。

申立期間①については、定期的に自宅に来た集金人に納付し、その際に国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。

申立期間②については、転居前の時期に集金人に納付したと思うが、転居前後の忙しい時期であったため、集金人に納付できず、納期限後に区役所で納付したかもしれない。

申立期間③については、夫婦二人分を納付書に現金を添えて金融機関等で納付していた。

それ以外についても、時期ははっきりとは覚えていないが、何回か納期限に遅れていたため、過去の分を遡って納付したこともあった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和44年10月15日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い上、厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴う国民年金被保険者資格の種別変更手続も的確に行っており、納付意識及び年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

さらに、申立期間①及び②は、いずれも6か月と短期間である上、前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

加えて、申立期間①及び②当時の国民年金保険料の納付に係る申立人の陳述は、当時の制度状況と符合している。

これらのことから、納付意識の高い申立人が、現年度納付が可能であり、短期間でもある申立期間①及び②の国民年金保険料を未納のまま放置していたとは考え難い。

一方、申立人は、申立期間③の国民年金保険料について、自身が夫婦二人分を一緒に納付していたと陳述しているものの、オンライン記録を見ると、平成3年12月11日付けで過去の未納保険料に対する納付書が作成されたことが確認でき、その作成時点からみて、時効が到来していない元年11月以降について未納期間があったと考えられる一方、この間に係る申立人の夫の保険料は現年度納付済みとなっており、夫婦二人分を一緒に納付していたとする陳述内容と符合しない。

また、オンライン記録を見ると、申立人の夫は、昭和42年3月1日の国民年金手帳記号番号の払出以降約9年間、国民年金保険料は未納状態であったものの、納付を開始した51年4月以降の保険料について未納は無い上、特殊台帳を見ると、54年12月28日及び55年6月24日に36年4月から37年3月までの期間及び同年4月から38年3月までの期間について、それぞれ特例納付していることが確認できる。

これらのことから、この当時、申立人は、その夫に対する年金受給権確保の観点から、自身の分よりも夫の分の国民年金保険料の納付を優先していた可能性が否定できない。

さらに、申立期間③の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間③は5年11か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人から申立期間③の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの期間及び47年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年9月まで
国民年金の加入について、時期は定かではないが、母がA市役所で手続きしてくれたと思う。
手続後、B市C区に住んでいたものの、A市に住民票をおいていた関係上、結婚後も含め、しばらくは母が国民年金保険料を納付してくれていたが、昭和57年3月にB市C区へ住民票を移してから、妻が、夫婦二人分を一緒に納付してくれていたはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和46年3月9日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。
また、オンライン記録を見ると、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出以降、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、また、申立人の妻についても、同様に保険料の未納は無い上、自身の厚生年金保険への切替手続も適切に行っており、申立期間当時における夫婦の保険料納付を担っていた申立人の妻の年金制度に対する関心及び保険料納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は12か月と短期間である。

加えて、申立期間について、申立人の妻は、何回か夫婦二人分の国民年金保険料として7万円から8万円までを遡って納付した記憶があるとしているところ、オンライン記録及び特殊台帳を見ると、申立人の妻は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年3月までの保険料を60年4月に納付し、また、59年4月から同年9月までの保険料を、61年1月に納付していることが確認で

き、その場合の夫婦二人分の保険料額は、それぞれ6万9,960円及び7万4,640円となり、陳述の金額とおおむね一致する。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和60年度当時における生活状況に特段の変化は無く、仕事も順調であったと認められる申立人が、申立期間の保険料を未納のまま放置したとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 5318

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで
昭和37年又は38年頃、勤務していた会社に区役所の女性集金人が何度も来られ、国民年金に加入するように言われたものの、当時はお金が無く、加入手続は行わなかった。しかし、40年頃には収入面で余裕ができてきたので、その集金人を通じて手続を行った。

昭和46年11月に結婚してからは、私が、夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付しており、申立期間については、A市B区への転居当初であったが、転居前に入手していた納付書により郵便局で納付したと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市C区において、昭和41年6月1日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時期以降、60歳到達までの間、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は3か月と短期間である上、オンライン記録及び特殊台帳を見ると、申立期間前後の期間の国民年金保険料は現年度納付している。

加えて、特殊台帳を見ても、申立期間の国民年金保険料に係る納付催告印は見当たらない。

これらのことを踏まえると、納付意識の高い申立人が、申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成9年2月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月11日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社の人事記録には、入社日が平成9年2月11日と記載されており、申立期間も間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の人事記録及び申立人提出の平成12年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の記載内容から、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人のA社での資格取得日の前後に同社で資格を取得している元従業員に照会を行ったところ、自身の入社日を記憶していると回答した者11人全員が、入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していると回答している。

さらに、申立人は、申立期間の始期である平成9年2月11日に雇用保険の被保険者資格を取得しているところ、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「通常、従業員を入社日付けで厚生年金保険と雇用保険に加入させていた。」と陳述している上、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日の前後に、同社で資格を取得している者5人の雇用保険の記録を見ても、いずれの者も両保険の資格取得日は一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が無いため不明としているが、B社保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日は、社会保険事務所の記録どおりの平成9年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から63年3月までの期間及び平成3年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年9月から63年3月まで
② 平成3年10月

私は、専門学校を卒業し、就職してしばらくたった平成2年又は3年頃、母親からA市役所で国民年金の加入手続を行い、今日まで国民年金保険料を納付してきたという話を聞き、国民年金手帳を受け取った。

現在、母親が亡くなっているのですがどのように国民年金保険料を納付していたのかは分からないが、昭和60年9月当初から納付しておいたということを知っていたので、申立期間①が未納とされているのは納付できない。

母親から国民年金手帳を受け取った後は、自分で毎月納付書を使ってA市役所又は郵便局で国民年金保険料を納付してきたので、申立期間②が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和60年9月頃に、申立人の母親がA市で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を母親が現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号を払い出されている国民年金被保険者の加入記録から、昭和63年8月頃にA市で加入手続を行ったものと推定でき、申立内容と符合しない。この場合、加入時点において、申立人は申立期間のうち、61年6月以前の期間の国民年金保険料を時効により、制度上、納付できない。

また、納付を担当した申立人の母親及び父親は、申立期間当時、国民年金保険料の納付を免除されていたことが（後に、両人は保険料を追納）、申立人も申立期間の直後の昭和63年4月から平成3年3月までの保険料の納付を免除

されていたことが（後に、昭和 63 年 9 月分から保険料を追納）オンライン記録から確認できることから、申立人の母親が継続して現年度納付したとする陳述と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 7 月以降の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、納付を担当していたとする申立人の母親は既に死亡しており、申立期間当時の保険料の納付状況を確認できない。

申立期間②について、申立人は平成 2 及び 3 年頃に申立人の母親から国民年金手帳を受け取り、以降、自身が国民年金保険料を継続して現年度納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録を見ると、申立期間以前の平成 3 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を 5 年 5 月以降に過年度納付し、申立期間以後の 3 年 11 月から 10 年 8 月までの保険料を 6 年 1 月以降に過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、申立内容と符合しない。

また、申立人の両親の納付記録を見ると、平成 3 年 4 月から 4 年 3 月までの期間について、申立人と同一月に過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、申立期間は両親も未納の記録となっている。

さらに、申立期間前後における申立人、その母親及び父親の国民年金保険料の納付日を見ると、常に時効成立間際に納付されていることがオンライン記録から確認でき、申立期間直後の平成 3 年 11 月分を過年度納付した 6 年 1 月時点において、既に申立期間の保険料が時効により、制度上納付できなくなっていることが分かる。

これらの状況から、申立人の母親は、平成 4 年 3 月の国民年金保険料を過年度納付した 6 年 3 月頃まで申立人の保険料を納付していたものと考えるのが自然であり、何らかの事情により申立期間の 3 人分の保険料を納付できなかったものと推定できる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録による各種の氏名検索等を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から60年3月までの期間及び61年11月から平成5年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から60年3月まで
② 昭和61年11月から平成5年3月まで

若い頃に結婚して、生活が苦しかったので、当時の夫と二人で毎年、国民年金保険料の免除を申請し、承認通知書が届いていた記憶がある。

郵送された二人のねんきん特別便を見ると、元夫は毎年免除と記録されているのに、私だけ一部しか免除となっておらず驚いた。

毎年、私が夫婦二人の免除申請書類に記入し、提出していたにもかかわらず、申立期間について、私だけ免除と記録されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和58年1月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料について免除申請することは可能である。

しかし、オンライン記録を見ると、申立期間①及び②の直後の期間については、それぞれ免除申請の手続が行われたことが確認できるものの、申立期間①及び②については、免除申請の手続を行ったとする事跡は認められず、オンライン記録上、不自然な点は認められない。

また、申立期間の国民年金保険料を免除することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は合わせて8年11か月に及んでおり、毎年度行われる国民年金保険料の免除申請の受付及び記録管理において、事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立人から、申立期間の国民年金保険料の免除申請の受付に係る詳細な陳述を得ることができず、申立期間の保険料が免除されていたとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から40年2月までの期間及び41年1月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から40年2月まで
② 昭和41年1月から同年12月まで

国民年金の加入については、当時は大学に通っており、全て両親に任せていたのではっきりとは分からないが、多分父が区役所に出向き加入手続を行ったと思う。

申立期間①の国民年金保険料についても、両親に任せていたのではっきりとは分からないが、多分父が区役所で納付していると思う。

申立期間②の国民年金保険料については、自営業を手伝うために帰省した後、はっきりした時期は覚えていないが、自宅にあった納付書を区役所に持って行き、保険料を納付したと思う。しかし、詳しい納付状況については何も覚えていない。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立期間①及び②に挟まれた厚生年金保険被保険者期間については、平成12年9月19日付けで統合されていることが確認でき、この統合処理以前においては、オンライン記録上は、当該期間を含み、申立期間は連続した未納期間とされていたものと考えられる。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和41年6月1日に職権で払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、36年8月から38年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、39

年1月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、区役所で納付することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の発行日も昭和41年6月1日となっており、国民年金手帳記号番号の払出時期とも符合し、また、当該手帳の納付記録欄を見ても、申立期間以後の期間に係る印紙検認が確認できるのみである上、申立人自身も、当該手帳が最初に発行してもらった手帳であると陳述している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間②の国民年金保険料については、納付書により納付したはずであるとしている一方、所持する国民年金手帳を見ると、その直後の期間である昭和42年1月からは印紙検認により3か月単位で納付していることが確認でき、陳述の不自然さは否めない。

このほか、申立人から、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 9676

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 21 日から 53 年 10 月 31 日まで
ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A 市内にあった B 社又は C 社という名称の事業所で D 職として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市内にあった B 社又は C 社という名称の事業所で D 職として勤務していたと申し立てているところ、同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が C 社に D 職として勤務していたことが推認できる。

しかし、C 社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、事業主は、「申立人についての記憶はないが、C 社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないので、申立人が勤務していたとしても厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していない。」と陳述している。

さらに、申立人が C 社で一緒に勤務していたとする複数の同僚は、「C 社に勤務していた当時、自分の給与から保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と陳述しており、これらの者から、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

なお、B 社については、申立人が同社で勤務していたことを確認できない上、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 9 月 30 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。職業安定所の紹介で、昭和 45 年 4 月に A 社（現在は、B 社）に就職し、同年 9 月まで C 業務をしていた。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、昭和 45 年 4 月 13 日から同年 9 月 27 日までの期間に、A 社で勤務していたことが認められる。

しかし、B 社は、「申立期間当時の関連資料は残っていない。」としているため、同社から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立人は、「申立期間当時、給料は日給月給制であった。」と陳述しているところ、申立期間の約 2 か月後の昭和 45 年 12 月 1 日に A 社で被保険者資格を取得している元従業員で、同日以後は総務を担当していたとする者は、「厚生年金保険に加入させるのは月給制の従業員だけで、日給月給制の従業員は厚生年金保険に加入させないというのが、私が入社する前からのルールだった。」と陳述している。

さらに、複数の元従業員が、「申立期間当時、A 社では、季節労働者及び日雇労働者の出入りが頻繁にあった。」と陳述しており、多数の従業員が勤務していたことがうかがえるところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に被保険者資格を取得した者は 5 人のみであることから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間に雇用保険に加入しているところ、前述の総務を担当していたとする元従業員は、「日給月給制の従業員は、厚生年金保険には加入させなかったが、雇用保険には必ず加入させていた。」と陳述している。

また、前述の被保険者原票において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 25 日から同年 9 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社を退職後、雇用保険の失業給付を6か月間受給した。当時、失業給付を受給するためには、同保険の被保険者期間が1年以上必要であったので、昭和51年9月1日から52年8月31日までの1年間、同社に勤務したのは間違いない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和59年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員のうち、連絡先の判明した38人に照会し21人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、雇用保険の記録を見ると、申立人のA社における資格喪失日は昭和52年7月24日であり、厚生年金保険の資格喪失日と符合している上、申立人が、申立期間中の同年8月23日に、公共職業安定所に対して求職の申込みを行っていることも確認できる。

加えて、A社は、申立期間にB健康保険組合に加入しているところ、申立人

の同健康保険組合における資格喪失日は昭和 52 年 7 月 25 日であり、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間中の昭和 52 年 8 月 23 日に国民年金に任意加入しており、申立期間のうち、同年 8 月の国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人は、「A社を退職後、雇用保険の失業給付を6か月間受給した。申立期間当時、失業給付を受給するためには、同保険の被保険者期間が1年以上必要であったので、申立期間も同社に勤務していたのは間違いない。」と陳述しているものの、雇用保険の記録によると、申立人が失業給付（基本手当）を受給した期間は、昭和 52 年 9 月 30 日から同年 12 月 28 日までの 90 日間であり、当時の雇用保険法を見ると、基本手当の給付日数は、同保険の被保険者期間が1年以上の場合は 180 日であるが、6か月以上1年未満の場合は 90 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。